オールインワンカード会員規定(VISA用)

第1条 (オールインワンカード)

- 1. 本カードは、株式会社西日本シティ銀行(以下「当行」という)と九州カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「オールインワンカード(VISA)」(以下「本カード」という)と称します。
- 2. 本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定に定められた機能)と当社のクレジットカードとしての機能(九州カード会員規約(VISA)に定められた機能)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
- 3. 当行および当社は、西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定により発行されるキャッシュカードおよび九州カード会員規約(VISA)により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員(第2条第2項に定義します)として認めなかった場合は西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行または既存のキャッシュカードを利用できるものとします。また本カードの利用申込が会員と認められる前に本カードの利用申し込みを取り下げられた場合も、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行または既存のキャッシュカードを利用できるものとします。
- 4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条(会員)

- 1. 本規定ならびに普通預金規定、西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定および九州カード会員規約(VISA)を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込み、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
- 2. 本会員が指定した家族で、当行と当社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
- 3. 本会員は、本カードの利用申込と同時に、NCBポイントサービス規定を承認のうえ、NCBポイントサービスの利用を申し込むものとします。

第3条 (カードの発行および交付)

- 1. 本カードの発行は、当行または当社もしくは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社もしくは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。
- 2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第4条 (カードの貸与)

- 1. 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- 2. 当行および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードにはVisaカードの機能を有するゴールドカード、ベーシックカード、レディースカード、キャンパスカードの種別があります。
- 3. 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別、同一色デザインとします。
- 4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。 (カードに署名欄がある場合に限る)
- 5. 本カードは、カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の 注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- 6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。

第5条(別にカードを発行する場合)

- 1. 本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態の キャッシュカードと本カードは同時に発行できないものとします。
- 2. 本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態の キャッシュカードが発行されている場合において、新たに本カードを発行する場合は、当行は本カ ードとは別に貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

第6条(オールインワンカードの取扱い)

- 1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 2. 会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる 加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用する かについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 3. 第1項および第2項において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第7条(サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- ①当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の 払戻し、および指定口座の預入れ。
- ②国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- ③九州カード会員規約 (VISA) の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。

第8条(特典および付帯サービス)

- 1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きのパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
- 2. 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
- 3. 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第9条(暗証番号等)

- 1. 会員はカードの申込時に、当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出がない場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- 2. 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。 ただし、暗証番号の変更に伴ない新たにカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用でき なくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。

第10条 (クレジットカード機能の利用停止等と返却)

- 1. 会員が「本規定」または「九州カード会員規約(VISA)」に違反した場合、その他当行または当社が会員として不適格(当行普通預金・貯蓄預金共通規定第12条2項3項4項、九州カード会員規約(VISA)第22条に該当)と認めた場合は、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができるものとします。
- 2. 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 3. 前項の場合、新たに西日本シティキャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第11条(カードの紛失・盗難等)

九州カード会員規約(V I S A)、第12条(紛失・盗難、偽造)によるほか、以下により取扱うものとします。

- ①会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という)にあった場合、速やかにその旨を当行および当社に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄警察署に届出を行うものとします。
- ②紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当 行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うもの

とします。

第12条 (届出事項の変更)

- 1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届け出た変更事項は当行から当社に連絡することができるものとします。
- 2. 決済口座の変更はできないものとします。
- 3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第13条(本カードの有効期限)

- 1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
- 2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を送付するものとします。

第14条 (種別変更等)

- 1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
- 2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第15条 (オールインワンカードの機能分離等)

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは 届出を行うものとします。

- ①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、当社発行のクレジットカードを希望する場合。
- ②クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場合。

第16条 (再発行手数料)

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。 第17条(規定の適用)

本規定に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード(J-Debit)取引規定」を、クレジットカード機能については、「九州カード会員規約(VISA)」をそれぞれ適用するものとします。

第18条(本規定の変更等)

- 1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
- ①当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、 その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとしま

す。

- ②変更内容を当行または当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、もしくは新規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
- 2. 本規定の変更等を前項の1号および2号双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

オールインワンカード会員規定(JCB用)

第1条 (オールインワンカード(JCB))

- 1. 本カードは、株式会社西日本シティ銀行(以下「当行」という)と九州カード株式会社(以下「当社」という)および株式会社ジェーシービー(以下当社と合わせて「JCB等」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「オールインワンカード(JCB)」(以下「本カード」という)と称します。
- 2. 本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定に定められた機能)と JCB等のクレジットカードとしての機能(JCB会員規約に定められた機能)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
- 3. 当行および当社は、西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定により発行されるキャッシュカードおよび J C B 会員規約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員(第2条第2項に定義します)として認めなかった場合は西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行または既存のキャッシュカードを利用できるものとします。また本カードの利用申込が会員と認められる前に取り下げられた場合も、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行または既存のキャッシュカードを利用できるものとします。
- 4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条(会員)

- 1. 本規定ならびに普通預金規定、西日本シティキャッシュカード規定、デビットカード(J-Debit) 取引規定および J C B 会員規約を承認のうえ、当行およびJ C B 等に利用を申し込み、当行とJ C B 等が適格と認めた方を本会員とします。
- 2. 本会員が指定した家族で、当行とJCB等が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。な お本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
- 3. 本会員は、本カードの利用申込と同時にNCBポイントサービス規定を承認のうえ、NCBポイントサービスの利用を申し込むものとします。

第3条 (カードの発行および交付)

- 1. 本カードの発行は、当行またはJCB等、もしくは当行またはJCB等が指定する第三者に委託して行 うものとします。また、本カードの交付についても当行またはJCB等、あるいは当行またはJCB等 が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。
- 2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行およびJCB 等で所定の期間のみ保管します。この場合、当行およびJCB等にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行およびJCB等は責任を負わないものとします。

第4条(カードの貸与)

- 1. 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- 2. 当行およびJCB等は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードはJCBカードの機能を有するカードとなります。
- 3. 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別、同一色デザインとします。
- 4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。 (カードに署名欄がある場合に限る)
- 5. 本カードは、カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の 注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- 6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。

第5条(別にカードを発行する場合)

- 1. 本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態の キャッシュカードと本カードは同時に発行できないものとします。
- 2. 本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態の キャッシュカードが発行されている場合において、新たに本カードを発行する場合は、当行は本カ ードとは別に貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

第6条(オールインワンカードの取扱い)

- 1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 2. 会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる 加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用する かについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 3. 第1項および第2項において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第7条 (サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- ①当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の 払戻し、および指定口座の預入れ。
- ②国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- ③JCB会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。

第8条(特典および付帯サービス)

- 1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きのパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
- 2. 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
- 3. 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第9条(暗証番号等)

- 1. 会員はカードの申込時に、当行およびJCB等に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出がない場合、またはJCB等が定める指定禁止番号で申出た場合は、JCB等所定の方法により登録します。
- 2. 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 会員は当行およびJCB等所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただし、暗証番号の変更に伴ない新たにカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行およびJCB等は責任を負わないものとします。

第10条 (クレジットカード機能の利用停止等と返却)

- 1. 会員が「本規定」または「JCB会員規約」に違反した場合、その他当行またはJCB等が会員として 不適格(当行普通預金・貯蓄預金共通規定第12条2項3項4項、JCB会員規約第39条に該当)と認 めた場合は、当行またはJCB等は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジ ットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができる ものとします。
- 2. 当行またはJCB等が前項によりキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行およびJCB等の指示する方法に従い、当行または JCB等に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 3. 前項の場合、新たに西日本シティキャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行およびJCB等は責任を負わないものとします。
- 4. 利用停止等の場合には、当行またはJCB等は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携行またはJCB等の現金自動支払機やJCB等の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第11条 (カードの紛失・盗難等)

JCB会員規約第40条(カードの紛失・盗難による責任の区分)および第41条(偽造カードが使用された場合の責任の区分)によるほか、以下により取扱うものとします。

- ①会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という)にあった場合、速やかにその旨を当行およびJCB等に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄警察署に届出を行うものとします。
- ②紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知をJCB等が受けた場合は、JCB等はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合はJCB等のクレジットカード機能を、JCB等にあった場合は当行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行およびJCB等所定の方法により取り扱うものとします。

第12条 (届出事項の変更)

- 1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届け出た変更事項は当行から JCB等に連絡することができるものとします。
- 2. 決済口座の変更はできないものとします。
- 3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行およびJCB等は責任を負わないものとします。

第13条(本カードの有効期限)

- 1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
- 2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行およびJCB等がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、西日本シティキャッシュカード(普通預金)を送付するものとします。

第14条 (種別変更等)

- 1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行およびJCB等に所定の書面を提出するものとします。
- 2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴 う不利益・損害等については、当行およびJCB等は責任を負わないものとします。

第15条(オールインワンカードの機能分離等)

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行およびJCB等に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。

- ①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、当社発行のクレジットカードを希望する場合。
- ②クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場

合。

第16条 (再発行手数料)

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。 第17条(規定の適用)

本規定に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード(J-Debit)取引規定」を、クレジットカード機能については、「JCB会員規約」をそれぞれ適用するものとします。

第18条 (本規定の変更等)

- 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
- ①当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、 その変更内容は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- ②変更内容を当行またはJCB等から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行またはJCB等から通知した後、もしくは新規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
- 2. 本規定の変更等を前項の1号および2号双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

(当行と当社との個人情報の相互提供についての同意事項)

第1条(当行から当社に提供する個人情報)

会員は、当行が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を当社に提供し、当社が下記の目的で利用することに同意します。

【利用目的】

- (1) 当行および当社が提携して行うオールインワンカードの円滑な発行および、サービスの提供のため
- (2) 「個人情報の取扱いに関する同意条項」記載の本規約(本申込を含む)を含む当社との取引の与信 判断および与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため
- (3) 当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)に おける新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- (4) 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発のため
- (5) 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のため
- (6) 当社のクレジットカード加盟店等の営業活動に関する宣伝物・印刷物の送付のため
- (7) 当行の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のため

【情報の範囲】

(1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、会員規約

等もしくは会員と当行との契約等に基づき、当行に届出のあった情報または会員が当行に提出する 書類等に記載されている情報

- (2) 当行における会員の会員資格およびこれに関する情報
- (3) オールインワンカードローンの申込み有無(氏名・住所・電話番号・カードローン申込極度額等を含む)
- (4) 当行における預金残高情報、借入金の残高情報・返済状況等、申込人の当行における取引情報(過去のものを含む)
- (5) オールインワンカードに関する紛失・盗難・偽造等の情報

上記【利用目的】(3)(4)(5)(6)(7)の目的で当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は、VISA カードにつき「個人情報の取扱いに関する同意条項」《VISA》第 10 条 1 項記載の連絡先に、JCB カードにつき《JCB》 6 . 記載の連絡先に、それぞれ行うものとします。

第2条(当社から当行に提供する個人情報)

会員は、当社が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を当行に提供し、当行が下記の目的で利用することに同意します。

【利用目的】

- (1) 当行および当社が提携して行うオールインワンカードの円滑な発行およびサービスの提供のため
- (2) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (3) 融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
- (4) 市場調査、およびデータ分析やアンケート等の実施による銀行の商品・サービスの研究・開発を行うため
- (5) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (6) 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (7) オールインワンカードのお取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (8) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (9) 当行のポイントサービスの提供のため

【情報の範囲】

- (1) 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に 記載されている情報
- (2) 本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
- (3) オールインワンカードに関する紛失・盗難・偽造等の情報
- (4) カード会員番号が無効となった事実(但し、その理由は除く)
- (5) カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く)
- (6) 本カード申込に対する審査の結果(但し、その理由は除く)
- (7) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報

上記【利用目的】(5)の目的で当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申し出るこ

とができます。但し、本カードの発送に同封されるご案内等の送付物や、金融商品やサービス等の提案以外のダイレクトメール (満期案内等) の発送等を除きます。

[お申し出窓口] 株式会社西日本シティ銀行 全営業店窓口および総務部 お客様サービス室

福岡市博多区博多駅前1丁目3番6号 電話番号0120-162-105

以上